

令和元(2019)年度第2回県西地域医療構想調整会議

次第

日時：令和元(2019)年12月23日(月)19:00～

場所：鹿沼市文化センター大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 外来医療計画について【資料1】

(2) 医師確保計画について【資料2-1、資料2-2】

(3) 公立・公的医療機関等の診療実績データ分析について【資料3】

(4) 獨協医科大学日光医療センターの公的医療機関等2025プランについて【資料4】

(5) 医療データ活用セミナーについて【資料5】

4 報告・情報提供

(1) 第1回病院及び有床診療所会議の情報提供【資料6】

(2) 公立・公的医療機関等2025プラン、意向調査及び役割調査の時点修正について【資料7-1、資料7-2、資料7-3、資料7-4、資料7-5】

5 その他

6 閉会

県西地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14の規定に基づき、県西地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「県西地域医療構想調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員25名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から県西健康福祉センター所長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他地域の関係機関・団体の代表

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(議長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員の合意を得て、委員以外の者の意見を聴くことができる。

(会議)

第6条 調整会議の会議は、県西健康福祉センター所長が招集する。

(部会)

第7条 議長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、県西健康福祉センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、県西健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

この要綱は、平成30年8月7日から実施する。